## 令和2年5月定例教育委員会会議録

〇日 時 令和2年5月26日(火) 午後3時~午後3時29分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦

1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)

2番 清野 康子

3番 毛呂 光一

○欠席委員 4番 齋藤 美緒

## 出席議事説明職員氏名

教育部長	石塚	健	参事兼藤沢周平記念館長	鈴木	晃
参事兼管理課長	鶴見	美由紀	参事兼給食センター所長	井上	克浩
学校教育課長	成澤	和則	学校教育課指導主幹	秋山	尚志
社会教育課長	三浦	裕美	社会教育課文化財主幹	沼沢	紀恵
中央公民館長	髙橋	厚子	図書館長	松浦	幸子
スポーツ課長	齋藤	匠	スポーツ課主幹	阿部	三成

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 本間 陽子

## 会議次第

- 1. 開会
- 2. 市民憲章唱和
- 3. 会議録署名委員の指名
- 4. 議事

日程第1 議第10号 鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

日程第2 議第11号 鶴岡市教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業について

日程第3 議第12号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について (非公開)

5. 報告事項 なし

## 開 会(午後3時)

教育長 本日の会議は4番齋藤委員が欠席であるが、定足数に達しているのでただ

いまから5月の定例教育委員会を開会する。はじめに市民憲章唱和を行う。

(学校教育課長が先唱し、市民憲章唱和)

教育長 本日の会議録署名委員は、1番委員にお願いする。

それでは議事に入る。日程第1議第10号鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について、事務局より説明をお願いする。

学校教育課 指導主幹 し

議第10号鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正についてご説明申 し上げる。

この度の管理規則の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の感染予防並びに感染拡大防止のため、学校保健安全法第20条の規定に基づき、市内小中学校を臨時休業したことに伴い、授業時数等を確保するため、夏季休業等の長期休業を短縮した際に、あらかじめ届け出ることによって学期の始業日及び終業日を弾力的に変更できるよう、改正を行うものである。

学期の決定については、学校教育法施行令第29条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、第12条で規定しているものであるが、この度の新型コロナウイルス感染症に係る対応として、学期の決定について弾力的な運用ができるよう改正するものである。

議案に添付している新旧対照表をご覧いただきたい。

学期については、第4章の第12条に規定されているが、第1項に「ただし、学校運営上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学期の始業日及び終業日を変更することができる」を加筆し、3学期制をとる学校について、学期の始業及び終業の期日を弾力的に運用できるようにするものである。

教育長 ただいまの議第10号について、質問、意見等はないか。

教育長 今回7月31日を越える学校は何校くらいあるのか。

学校教育課 現在把握しているところでは、小学校で4校、中学校で1校であるが、5 指導主幹 月末に臨時休業明けの年間計画が提出されることになっているので、そこで

正式に決定するものと考えている。

教育長 ほかに質問等はないか。それでは議第10号について、賛同の方は挙手

をお願いする。

各委員 (全員挙手)

教育長 全員挙手により可決された。次に、日程第2議第11号鶴岡市教育委員 会事務事業の点検・評価の対象事業について、説明をお願いする。 管理課長

議第11号 教育委員会事務事業の点検・評価の対象事業についてご説明申し上げる。

別紙一覧表のとおり、点検・評価の対象事業を提案するものであるが、次のページの「経過一覧表」により説明させていただくので、そちらをご覧いただきたい。

事業の選定に当たっては、毎年、各課の主要事業の中から、市総合計画での位置付けや市民生活上の親近性などを考慮して、注目度の高い事業をピックアップしており、本年度の対象事業は資料右側に記載の18事業である。

管理課所管の1から3までの通学対策・学校改築・学校冷房設備整備の3 事業は、施策上の重要性や予算規模等から、同課の主要事業である。なお、 3の学校冷房設備整備事業は令和元年度をもって事業が完了しているが、これまでの実施結果を振り返る意味で評価対象とするものである。

また、4から7までの学校教育課所管分については、昨年度に引き続き教育相談・適応指導事業、特別支援教育充実、特色ある学校づくり推進、就学援助の4事業を重要性等から評価対象にふさわしいと考え、対象とするものである。

次に、8から10までの社会教育課所管分であるが、生涯教育から芸術文化まで幅広い分野を担当する中で、毎年、対象事業を見直してきた経過がある。今年度は8の放課後子ども教室推進事業が新規、9の文化会館管理運営事業は継続、10の民俗芸能保存伝承事業は、今年度は民俗芸能発表会をテーマにしている。

次に、11の中央公民館所管分については、毎年、対象事業を変えており、今年度は市民学習促進事業の一環として行っている市民講座運営事業を対象とするものである。

続いて、12の藤沢周平記念館管理運営事業は、本市独自の施設ということで引き続き対象としている。

13から16までのスポーツ課所管の4事業については、昨年度と同様に 13のウォーキング等普及推進事業、14の体育施設整備・管理運営事業、 15の鶴岡市スポーツ少年団本部支援事業、16のホストタウン推進事業を 対象とするものである。

最後に、17の図書館・郷土資料館、及び18の学校給食センター、それ ぞれの管理運営事業についても、教育委員会の主要施設であるので、引き続 き対象とさせていただくものである。

以上、18事業について、事業の目的・目標、実施した内容及び状況、その評価、そして、今後の方向性について、昨年度と同じ個票様式を使って取りまとめるものである。

外部評価者については、管理・学校教育分野、社会教育分野、スポーツ分野の3名とも、昨年度と同じ方にお願いしている。

なお、今後の進め方であるが、6月上旬までに事務局において各事業の点 検評価個票を作成した後、教育委員の皆様にその個票を送付させていただく ので、ご意見等があればお知らせいただきたい。

その後、担当課ごとに確認した上で、7月上旬には外部評価者に送付し、 8月上旬までに評価をいただく予定である。

最終的には、8月中旬に外部評価者による評価を入れた報告書を作成し、 8月20日に予定している8月の定例教育委員会に提案させていただくの で、ご承認いただければ、例年同様9月の市議会定例会の期間中に議員各位 に配布し、市のホームページにも掲載を行いたいと考えている。

教育長 ただいまの議第11号について、ご質問、ご意見はないか。それでは、 議第11号について賛同の方は挙手をお願いする。

各委員 (全員挙手)

教育長 全員挙手により可決された。続いて、日程第3議第12号は議会に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議はないか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしと認め、議第12号は非公開とする。

(会議録は別記録とする)

教育長 予定されていた議案は以上である。続いて報告事項に入る。予定されてい た報告事項はないが、なにかあるか。ないようであれば、これをもって5月 の定例教育委員会を終了する。

閉 会 (午後3時29分)